

西日本漁業に於ける資本制経営 発達の文献的考証*

新川伝助

Bibliography Concerning the Development of the
Capitalistic Enterprise in Western Seas Fishing

By

Densuke SHINKAWA

This article deals with bibliographies published in the period from 1890 up to date. It aims how the capitalistic enterprise chiefly in semi-trawlry fishing has arisen is to be traced bibliographcially: commercial capital accumulated by purchasing and transporting fish caught in the coastal seas of Southern Korea changed itself into Verlag capital, one of which remained as Verleger, while the other changed into capitalistic enterprise, and also proves fishing industry has passed the three normal stages approved in the economic history.

Besides this, this article reveals what parts of the subject have not been studied yet up to date in the fishing economics.

(一)

日本漁業で何時、何を契機として資本制経営が生成、発達したか、という問題は水産経済学の領域ではまだ全く未開拓である。それは従来の水産経済学が農民的漁業の領域に限られるか、或いは漁業種目別にその技術的側面のみを取扱うか、或いは社会学的に漁業社会を取扱うか、に局限されていたからである。

同時に、それは日本の経済学が欧米の経済学の諸学説を移植するに忙しくて、経済理論と日本経済の現実態との関係を吟味することがなかつたからである。確かに欧米諸国でも漁業がない訳ではない。乍然、漁業が国民経済のなかで占める比重は、日本経済とは比べものにならぬ程低い。このことは経済理論の素材として漁業を採上げることを殆んど必要としなくなる。最も多く漁業を例証として挙げているマーシャル (Marshall) の『経済学原理』でも河川漁業には収穫遞減法則が支配するが、海洋漁業では何ともいえない、と述べているだけである。

日本の経済学が欧米の経済理論の移植と粗述と解釈に終始する限り、外国の経済学にないものは日本にもないのは当然である。漁業の技術学は別として、兎も角も一応経済理論の領域に

* 水産講習所研究業績 第248号、1957年7月25日 受理

於いて水産經濟を取扱つたものが僅かに次ぎの三つしかないということは、漁業が如何に日本經濟学の盲点であるかを示している。

山本美越乃『水産經濟』 大2 宝文館

蜷川・岡本共著『水産經濟論』 昭6 改造社版 経法学全集、第13巻

蜷川 虎三『水産經濟學』 昭8 厚生閣 水產全集

乍然、これらは今日の水産經濟の理論的分析の武器ではない。このような理論的分析の貧弱さにも拘らず、日本漁業は世界第一位に達し、太洋漁業や日本水產の如き世界第一級の漁業会社を生み出している。この論稿はこの未開拓の分野を理論的に解明する一つの方法として、その時々の文献がこれを如何にみたかを考証することにある。

(二)

明治以降の日本漁業の関心は二つの方角に向けられている。一つは欧米漁業技術の無差別輸入のための政府の努力、他は日本帝国主義の發展方向に副つた朝鮮漁場の研究と日本漁業者の出漁という実際的な面である。前者の成果は静岡県を主として、種々の試験が行われている。乍然、これが如何なる程度に資本制經營の生成發達に具体的に寄与したが確かでない。例えば

焼津水産会編 『焼津水産会沿革史』 大8

によつても、その代表的地位にある東海遠洋漁業株式会社（明治40年設立）できえ、純粹の資本制經營ではなく、実体は寧ろ乗組員の構成する漁業組合だからである。

『当初会社の独力を以て先づ新式漁船二艘を新造し、漸次拡張するの計画なりしも、乗組員漁業団体よりの要求に基き、造船費の一部を該団体に負担せしむることとなし…』（P. 650）

然るに後者は既に朝鮮通漁が盛んに行われていただけに、その調査も亦經營分析に及ぶ程実際的である。

関沢 明清 『朝鮮近海漁業視察概況』（明27）

鍋木余三男 『朝鮮國元山出張復命書』（明28）

下 啓助、山脇宗次 『韓國水産業調査報告』（明38）

前の二つは外務省通商局、後は農商務省の刊行に依るものである。関沢報告は明治25年の調査出張を8回に分けて報告したもので、明治20年代の西日本諸県からの沿岸漁業者団体の出漁の状況と、この出漁が從来の日本内地の沿岸漁業に比較して、如何に採算的に有利であるかを証明し、漁業に於ける商業資本の進出の先駆的状況に触れている。明治40年代の山脇組（日本水產の前身）及び林兼組（大洋漁業の前身）等の商業資本の進出を以つて商業資本から間屋資本へ、更に産業資本への転化の本流とすれば、関沢報告の商業資本はこれとは直結していないからである。

関沢報告は当時の出漁船を千六百余艘、広島、大分、山口、長崎、香川、岡山、熊本、鹿児島、愛媛、兵庫、福岡、宮崎、島根等の諸県を挙げ、広島の出漁を千葉県の沿岸漁業と比較して次ぎのように述べている。

『本年出稼の漁船は広島県のみにても300余艘、人員1,300余人（網釣合計）にして、此中網縛網11組

ありしといえり。其縛網漁業の純益総計は最低に見積るも、2万2千円に下らず。大抵一人に付、一漁期即ち70日間に得る所40円を減ぜず。

今試みに之を本邦内地の漁業に比較するに、千葉県下に於ける冬季鮪繩釣を以て最も利益ある漁業と称す。然も一漁季即ち3ヶ月間の漁夫の給料20円の平均に過ぎず。故に之を比例すれば、日数少くして其益は之に2倍す。實に盛なりと謂う可し。然れども広島県の漁人は仍ほ之を以て本年の漁利を満足なりとせず。』(P. 3)

尙ほ釜山に於ける水産株式会社（資本金5万円）は直接漁撈に従事する漁業会社ではなく、魚市場経営と漁獲物の自己の損益計算による買取転売活動である。

『日本漁人の漁獲物を朝鮮人に売るもの、半ば以上は此に由り、水産会社は売価の一割の口銭を収む。

また、水産会社は日本漁人の獲たる饅頭を買収し、之を乾製し、清國天津なる三井物産会社支店に輸送し販売す。其買収価格は乾し揚げ百斤につき8円までを標準とすといふ。天津にての売捌価格は未だ要領を得ざるも、想うに二、三倍ならむ。故に水産会社は此利益と市場の口銭とて資本に対する利息の割合十分なるを以て、敢て他事に手を下さず。是一は会社に水産のことを知るもの其人に乏しきと、一は釜山居留地に於ける金利の割合非常に高く、年5割6割位を普通とするが故に、株主は自己の随意に運転し得ざる会社の株金に投するが如きことを好まざるに由るもの如し。』(P. 5)

鏑木報告は元山水産株式会社の依頼による現地調査報告であつて、主眼点は何故北鮮出漁が盛んでないか、を究明することである。

『從来、本邦漁者は九州、中国地方の者多くして其自国の海洋に接続したる全羅道、忠清道の海洋に出漁するも、江原、咸鏡二道は日本海に面し、其の漁場の形勢、潮流の緩急、海底の土質等自ら他道と異り、隨て棲息游泳する魚類も自ら同じからず、加之該漁民は漁船の運用には巧みなるも、北海の漁業に慣れず、且つ其魚類の用途を詳かにせざるに因れり。

釜山近海及び以南の海洋に於て漁獲するものは、大漁の時は本船に搭して直に長崎、福岡に運送し、或は風位の都合により釜山に至り、魚市場に陸上して競売するが故に、今日漁獲せしものは直ちに金員を得るの便利あれども、元山は之に反し、平常居留民の需用に充つるも、少しく多漁のときは生魚にて販売の途なく、不得止、塩藏又は乾製して他に輸出を試みざるべからず。』結論として『…漁期中、本邦出稼漁業者の網乾場及び製造場として地所を使用すべきことを朝鮮政府の承諾を得るに至つては、當業者の便益蓋し少小ならざるのみならず、資本家も亦各種の漁業に着目し、益々出稼漁者を増加するに至るべし。』(P. 40)

漁獲物の製造加工が大漁の際に必要であるにも拘らず、陸上に於いて製造することは明治16年の日韓貿易規則第41款によつて禁止されている關係上、不可能であるが、茲に日本漁業を支配する二つの型、即ち、西日本漁業の鮮魚、北洋漁業の製造加工が、同時に南北朝鮮漁業の発展を規定する条件でもあることが看取される。

下、山脇報告は明治37年末から韓国水産業を視察し、対策を考究したもので、結論は第1頁に尽されている。調査の主要目的は漁民移住のための漁業基地を何處に、如何に設定するかにあり、初期の通漁が既に日本人の聚落結成という帝国主義的様相に転化したことを見書する。

『韓国沿海に吾漁村を組織し、漁民をして漸次韓国の風習に慣熟せしむると同時に、韓国民を我国風に同化することに勉むること。』(傍線引用者)

乍然、この報告の価値は、漁獲物が如何にして輸送販売されるか、また、漁船の操業経費が如何にして前貸されるか、を明らかにしたことである。残る問題は、この形態を保持し乍ら、その担当者が誰に変るかということのみだからである。

『此等魚類が如何にして輸送販売せらるるやを見るに、漁船自ら其任に当るものありと雖も、概ね親

船又は出買船なるものに依て行わる。

今、日本に於ける親船の組織を概記せんに、大別して二種となすことを得。即ち、甲は各漁船との合資組織にして、親方は親船、製造用塩、乗組員及び製造運搬に要する諸雜費を出して、數隻又は十数隻の漁船と聯合し、之を価格に換算して一種の資本を仮定し、終業の後、其純益を出資高に比例して配当するものにして、之は親方仕込と唱え、各自出漁の際、親方は漁業資本及不在中の家族の生活費として若干の全員を貸与し、其交換として漁獲物専買の権を有し、貸金に対しては別に利子を附せず。漁獲物貿易の際、普通時価より5厘乃至1錢宛安価に購入し、其貸金は終業の後、捕獲膏と差引勘定を為すものとす。以上的方法は鱈流網、鯛延繩漁業に於いて最も盛に行われ、舡の如きは十中八九迄は此親船に依て日本に輸送せられ、韓人に販売すること殆ど稀なり。鯛は春末夏季の分は七分迄韓人に販売し、初秋以後のものは悉く親船に依り日本に輸送せらる。是れ本邦に於ける塩鯛の需用時期、旧四、五及び旧正月前にして、其他は売口悪しく、価格暴落し、十貫匁に付き3円以下に降ることあり。概して此時期は利益実に僅少なるのみならず、往々損失に歸することあるを以て、鮓不漁にして不得止場合の外、之を輸送することなし。』(P. 66)

この報告の中、甲は組合組織、乙は問屋組織であるが、漁業が一定の漁季に支配される以上、親船の活動も亦季節的である。漁船が季節に応じて漁業種目を変えて周年操業せむとするも、運搬の点から不可能となるを免れない。これを如何に解決するかが朝鮮出漁發展の死活問題となつた所以である。

『今日の運搬船たるや、或時期及び或漁業を限り附屬せむるものにして、如何なる時、又は如何なる漁業に在つても普く其便利を受け得るものにあらず。為めに非常の不便を感じること歎しつけ。即ち、盛漁期を経過すれば運搬船は悉く本国に帰るを以て、継続漁業を営むものは其機関を欠く場合少なからざるのみならず、仮令運搬船の存在するときと雖も、之を利用することができざる場合あり。』(P. 69)

以上のような朝鮮通漁の發展に伴い、地方官庁でも亦出漁調査を行つている。

黒龍会 『韓海通漁指針』 (明36)

高知県第三部、広松楠蔵 『韓海漁業調査書』 (明38)

岡山水産試験場、樋口邦彦 『韓海視察報告』 (明38)

神戸市役所、姫野呈次郎 『朝鮮海漁業の状況』 (明38)

鳥根県第三部、和田義雄、永井寅二郎 『韓海出漁調査報告』 (明39)

山口県水産試験場 『韓海漁業試験報告』 (明42)

広島県内務部 『韓海漁業調査報告』 (明43)

香川県朝鮮出漁団 『同団報告』 (大5)

福岡県水産試験場、柳原与作 『韓海漁業報告』

(三)

朝鮮出漁の漁獲物を漁季或いは特定種目のもののみに限定せず、周年且つ任意の漁獲物の買付運搬に拡大するためには、從来の親船が一般的な商業資本に独立することが必要である。またそのためには、この商業資本が大消費市場と、この市場と漁場とを短時日に往復する大型運搬船とをもつことが必要である。阪神市場を背景として發展した山神組（日本水産の前身）や林兼組は正にこの条件を具備したものである。然るに商業資本としての独立の活動のためには前述の親船の第一形態を探ることはできない。組合組織のなかに加われば自ら操業に参与し、漁業者となるからである。第二形態を探る場合、商業資本から問屋資本への転化は必然的である。

吉田敬市 『朝鮮水産開発史』（昭29）

本書は日本で親船＝買付運搬船といわれる商業及び問屋資本の活動を取扱つた唯一の資料である。下、山脇報告に示された二つの形態が夫々如何に変化したかを、次ぎのように述べている。

『前代かれ行われた仕込制による運搬は時代の推移と共に性格は変貌していつた。変貌した主な理由は、運搬業者から見れば、仕込資金の回収難に陥り、また業者相互間の競争が激化し経営が困難となつたためであり、漁業者側から言えば、漁獲物を極めて安価に取引するために経営雄に陥つたからである。然るに、朝鮮漁業令の改正以降、漁業組合の発達強化により、この二者は旧来の封建的な経済関係から離れて、各独自の経営方策に向つて進むだ。即ち、漁業者は漁獲物を漁業組合に委託し、その資金を之に仰ぐ機構に変つたから、旧来永く行われて來た仕込制による運搬は廃れた。一方運搬業者は仕込制による買取運搬から自営漁業へと転向し、最後には自らの漁獲物を運搬するものが運搬総額の約七割内外にも達した。然るに、漁業組合自体は運搬業を営むものは極めて寡なかつたから、漁獲物の内地輸送は依然として運搬業者の手中にあつた。』（P. 411）

漁獲物の運搬を中心として考えれば、問屋の仕込に依存した漁業者が漁業組合に委託する方法と問屋自身の漁業経営となるが、前者が結局、運搬業者に依存する限り、問題は運搬業者と漁業組合との間は、一定価格の売買であるか、或いは運搬業者への成行委託であるか、更に両者間に資本前貸が行われたか否かを明らかにすべきであるにも拘らず、この点には触れていない。唯だ、資本制経営の生成という点から見れば、此処の推移は確かに問屋から産業資本への転化である。何れにしても、漁業組合と問屋、他方では資本制経営という二系統の発展に要約することができる。

等しく経営の危険をもつならば問屋の仕込よりも寧ろ直営に然かず、という考えが結局、問屋をして産業資本家たらしめた根拠であるが、この心理過程を述べたものは次ぎの資料のみである。

明石教育会編 『中部翁略伝』（昭16）

乍然、問屋の産業資本への転化は如何なる漁業種目でも可能という説ではない。周年操業と大量漁獲物という二条件を具備する場合に限られる。季節回游性の表層魚では豊凶の差が甚しく経営の安定を欠き、また大量漁獲物を対象としない限り、経営規模が小さく、資本制経営たり得ないからである。然るにこれ等の条件のためには日本の在来の沿岸漁業の手工作的な小規模操業方法の踏襲では不可能である。乍然『開発史』はこの肝心の点を見ていない。結局、本書が取扱つたものは資本制経営生成の前期的諸条件の分析である。

(四)

明治中期の政府の努力の一つが欧米漁業技術の紹介と輸入であつたことは冒頭に指摘したところであり、また、それを一般に漁船の動力化に要約することが従来、諸家の共通見解であるが、動力化がそのまま資本制経営に直結するものでないことは、明治中期迄、日本最大の漁業種目であり、政府の援助も殆んど専らこれに注がれた静岡県の鰯鮪漁業が遂に資本制経営生成発達の本流たり得なかつたことを指摘するだけで充分である。

外國技術の輸入は30年代のノールウエー式捕鯨と40年代のトロールである。前者は最初から資本制経営として出発しているが、漁業としては特殊種目に属し、朝鮮出漁とは全く無関係で

ある。反之、後者は日本の沿岸漁業に変革的影響を与える、また西日本漁業に於ける資本制經營の技術的基礎となつたものである。但しそれが如何なる動機で輸入されたかに就いては長崎市、倉場富三郎の方には次ぎの資料があるが、神戸、田村汽船の方にはない。

薩陽漁夫 『本邦に於けるトロール漁業の変遷』 東京水産会報 昭2 第6—8号

この雑誌論文は創業以来大正2年までの変遷を取扱つたものであるが、輸入の動機が英國商人 Holme Ringer の燐めによることを明らかにしている。

『明治41年4月に至り長崎市の倉場富三郎氏英國にて汽船トロール漁船一隻を購入し、本邦に廻航して深江丸と命名し、その5月より創業す。……今より十ヶ年前、長崎市大浦ホーマー・リンガー商会主は其本国に於て数十年來盛に行われつつある本漁業を日本の漁洋に適用せば必ず利益あるべしと思惟し、之を倉場富三郎氏に諮りたれば、同氏も亦之を賛し、乃ち一面記録により材料の蒐集に着手し、傍ら各地の魚市場に就き、統計上鮮魚の入荷数量及び魚価等を調査したるも、当時の社会が未だ謂ゆる氷魚を歓迎する程度に進歩しおらざることを認め、暫く之を中止し、此間倉場氏はトロール漁業の霸王たる英國に渡航し、実地に就き同業の施設及び同國に於ける經營方法等観察して帰朝し、私かに時機の到来を俟てり。』

然るに、明治40年、倉場氏は時機熟せりとなし、乃ちトロール漁業の開始を思立ち、在長崎の有力家を説き、茲に始めて会社創設の基礎を立て、同年10月、資本金15万円を以て汽船漁業KKを設立し、直ちにトロール船を英國に註文したり。是れ即ち本船にして實に吾国に於ける完全なる汽船トロール漁業の嚆矢なり。』

前掲『朝鮮水産開発史』は明治31年、この長崎の Holme Ringer がノールウエー捕鯨を輸入したとも述べているが (P. 216) その当否は別として、英國商人の示唆に比べれば当時の日本政府の外國漁業技術の紹介が漁業者の起業決意に如何なる程度に寄与したかは疑問である。ノールウエー捕鯨のために、明治32年、日本遠洋漁業株式会社（日本水産捕鯨部の前身）を創設した岡十郎が、慶應義塾福沢諭吉先生、また倉場富三郎が英國商人の燐めによつたことがこれを裏書する。

東洋捕鯨株式会社 『本邦の諸威式捕鯨誌』 (明43)

これは輸入捕鯨の初期の事情を知るべき貴重な資料であるが、現在、どこの図書館、資料室にも所蔵されていない。

トロール漁業の創始期の状態、例えば輸入漁船と国産品の優劣の比較、倉場富三郎の会社に続いて、長崎及び下関で設立された諸経営、漁獲量、経営利潤等は前掲論文が最も詳しい。爾後の発達は水産関係の年鑑等にもまとまつて記述されている。

日本トロール水産組合 『本邦トロール漁業小史』 (昭6)

これは業者団体自身の執筆したものとして注目に値する。この団体は明治43年、業者の共同利益のために本部を下関、出張所を長崎として設立されたものである。

尙、前掲論文は明治42年、下関の高津商店が英國船を購入、万世丸 (194屯) をあげているが、これが神戸、田村汽船と如何なる関係があるのかは明確でない。

乍然、トロール漁業は第一次世界大戦を機に最高139隻から最低7隻にまで激減し、而もそれは大正7年共同漁業株式会社の単独經營であるから、トロール漁業が他種目の企業の資本制經營化に如何なる程度の影響を与えたかを測定することは因難である。何故ならば、トロール漁業は最初から会社又は個人經營として出発しているからである。

トロール漁業が与えた最大の影響は、従来の沿岸漁業の一種目たる手縄網漁業を機動化する決定的契機であったという点である。手縄網漁船動力化の端初的形態は大正の初め西日本、太平洋、北海道で夫々独立無関係に初められたが、西日本の発生地といわれる島根県片江村渋谷兼八に就いては同氏が明治40年代に生成したトロール漁業から如何なる刺戟を受けたかは勿論、伝記さえもない。またこれを基礎として生成した片江海洋漁業株式会社にも記録はない。

機動化された手縄網漁業が何時頃、誰によつて、当時のトロール漁業の基地下関に導入されたかは記録の徵すべきものがない。反之、当時長崎を基地として操業していた徳島県の延繩漁船團が如何にして手縄網漁業に転化したかについては次ぎの貴重な文献がある。

『阿波人開拓支那海漁業誌（同誌刊行会）昭16

これは長崎県水産会『長崎県水産誌』（昭11）及び徳島県由岐国民学校長、近藤正一『三岐田町遠洋漁業の沿革』に拠り、徳島県九州出漁機船底曳網漁業水産組合の沿革を取扱つたものであり、従つて長崎に限られてはいるが、朝鮮漁場に於いて発達した商業＝問屋資本が日本の沿岸漁業のなかから生成しつつ、而も自らを輸入のトロール漁業と同質のものにまで変形発達させたこの機船手縄底曳網漁業を如何にして支配するに至つたかを知る好個の資料である。

『延繩船と手縄船とを問わず、最初から事業主として出漁した者は少く、過半は船頭又は船長より出世して船主となつたものである。現在の船主は皆、漁撈に携ることがないが、其体験をもつ人が多い。……機船延繩及び手縄網漁業の創始期には、長崎の主なる魚問屋が進むで阿波の船主又は船頭等に起業資金一切を提供して操業せしめ、其漁獲金に依つて償却せしめる方法が一般に行われた。此方法に依つて優良の成績を挙げた者は数年にして起業費を返還し、更に次ぎ次ぎに船数を増加して大をなすのである。其後、漁獲物販売方法の変化と共に、斯の如き資金関係は跡を絶つたが、現在でも林兼の如きは大部分阿波の船頭に漁撈上の仕事一切を依托して利益を分配しているといわれる。

利益分配は大体左の如くである。

延繩船	船主 4	船員 6	手縄船	船主 6	船員 4
-----	------	------	-----	------	------

これは諸経費を控除した純益に就て船主と船員との別け前である。延繩船は船が一隻で人が多く、手縄船は船が二隻で人が少いから反対の割合となるのである。斯の如き歩分け法は阿波の鰯釣に於て古くから行われている町で、延繩船、手縄船共に初めから其伝統に依つたものに外ならぬ。』（P. 68—9）

『林兼が阿波漁船に出資したのは大正四年頃より末年に至る間で（林兼の長崎支店開設は大正10年である一新川）高田万吉、川西金蔵、森下源吉、竹内京太郎諸氏を始め、多数の船主に出資関係あり』（P. 75）

その一つに、福岡の徳島水産株式会社社長、徳島岩吉が大正13年、林兼の融資を受け、4年後に独立した例がある。

『忘れもせぬ大正13年の9月、林兼支店長、中部悦良さんに見込まれて船を造つてくれたのが今日ある土台となつたのです。中部さんは、お前の心底を見せるために出来るだけ金を揃えて来いというので、自分の貯金600円に、親爺の金や色々工面して4,000円を持って行き、林兼が当時の金で4万円出してくれました』（P. 162）

下関に就いては騰写印刷の次ぎの資料がある。但し、これは下関を基地とする総べての手縄船や經營形態を取扱つたものでなく、經營の最も手堅い福岡県、豊洋漁業株式会社のみを分析したにすぎない。

『下関根拠機船底曳網漁業労働事情調査報告』

手縄網漁船に対する問屋資本の前貸方法をまとめたものに、次ぎの資料がある。尤も、後者は長崎についてのみの調査の講演であるが、経済学雑誌が掲載したものとしては蓋し最初のものである。

日本勧業銀行 『水産金融に関する調査』（大12）

長谷川安次郎 『長崎機船底曳網漁業の金融事情』（昭4、経済論叢、第28巻、第4号）

後者の特徴は、手縄網漁業経営のなかでの船主（経営者）と船頭との関係を初めて明らかにした点である。

『船には船頭というものがおりまして、船頭の下に各船毎に其雇人たる船長以下乗組員10名位の者が配属して居ります。尤も中には船頭自ら船長を兼ねるものがあります。此の場合、船長を兼ねる船頭は勿論漁撈に従事しますが、船長を兼ねざる船頭は漁撈に従事することはありません。俗に之を陸船頭と称しております。』（P. 38）

船頭は何れも漁師の出身であつて、特に其の道の達者であります。資力のあるものは極めて少く、多くは受持たせられたる機船を単に支配するに止まるものであります。中には自己の資金を以て機船を所有しておるもの、又は一部分資金を出して問屋と共同所有をして居る者がないではないが、斯の如きは極めて稀であります。』（P. 38）

『多少此間に疑問を生じますのは、漁獲金高によつて、換言すれば、出来高に依て問屋より賃金の支払を受けるところの船頭なる者は、一体問屋の雇人といつた方の者であるかどうか、という事柄であります。問屋側の者に聽きますと、雇人であると申します。自然、最低給料の定めのない船頭であります。……問屋と船頭との間に近時作成せられた契約書を読みますと、確かに補助という名儀で、最低給料の如きものを与うるような規定があつた様であります。事實は然ういう補助も亦、船頭に対して賃金として整理されている様に思われるであります。其他航海毎の仕込（単に食料に限らず）の負担及び船長以下船員の者に対する給与は、悉く船頭の責任に帰着する。寧う請負であろうと存じております。』（P. 43）

勧銀調査は下関と長崎について夫々問屋前貸の特徴を次ぎのように説明する。

『下関。機船手縄網漁業に対しては、殆ど問屋よりの融通により……其商店にては機船手縄網漁船一隻一万円に対し、約二千円の貸付をなし、公平証書にて漁船を担保とすれども、金融大なるもの、又は債務者の信用比較的低きものには、漁船の所有名儀を書換え、己が所有となし、権利の保全を計りおれり。貸付は多く無利子なれども、得たる漁獲物は必ず自己の店舗に水揚げせこむる特約をなし、普通漁獲高の一割を徴し、金利に充当しおれり。』

然れども、今や問屋自身、漁業に要する一切の漁船漁具を整え、信頼し得べき船頭を見込みて之に貸与し、その経済にて漁撈に従事せこめ、漁獲物は必ず持ち来らしめ、漁獲高の一割を徴し、尚お利益金ある場合は、元金として積立てしめ、完済の暁は問屋名儀の漁具一切を船頭名儀に書替える方法採用せられつつあり。』

『長崎市の某一流問屋と船頭との関係を見るに、下関に於けると同じく、伎倆優秀にして相当信頼し得る船頭を見込み、漁業に要する一切の漁船漁具を整え、無料貸付をなし、且つ出漁毎に燃料、餌料、糧食等一切の仕込をなし与え、漁撈に従事せこむ。舟子は絶べて船頭自身傭入れるものにして、その経済にて漁業をなし、漁獲物は必ず債権者たる魚問屋に水揚げするものにて……漁船漁具の質貸料として水揚高の一割乃至一割五分を徴し、利子に充当しおれり。かくて航海毎に仕込金其他の清算をなし、船頭利益ある場合は、内入金としてその利益を納入せしめ、皆済の場合に船舶名儀を書替えること下関と同様なり。』

問屋が前貸金完済後、漁船の所有権を船頭に移すということは、問屋が産業資本家となることでなく、寧ろ逆に船頭を独立の漁業経営者たらしめる途である。問屋が融資に対して船頭所

有の漁船名儀を変更するか、装備一切を準備して船頭に貸与する方法をとるか、の何れの場合にも、漁撈成績が悪いとき、問屋がその同じ船頭を被傭者として自ら漁業経営に当つても、同一船頭たる限り成績が好転するとは考えられないからである。これは問屋を自ら産業本家たらしめる過程ではなく、船頭を独立企業家たらしめる途である。従つて、問屋から産業資本えの転化は、林兼のように、問屋としても必ずしも経営危険を免れ得るという保証がないとすれば、寧ろ直営に然かずと考えて自ら漁業経営者となつたもの（前掲『中部翁略伝』）と、此処で示されたように自ら漁業経営者となるよりも寧ろ船頭を独立経営者たらしめるにより多く寄与した問屋との二つの型が考えられる。前者では林兼、山田屋、後者では徳島水産を代表例としてあげることができる。このような問屋の二つの型は、一方が鮮魚問屋専業、他は他商品の問屋営業をも兼業するという問屋自体の差によるものと考えられるが、これを系譜的にまとめた資料はない。

朝鮮漁場に於いて発達した問屋資本が日本の沿岸漁業のなかから生成した機船手縄網漁業を支配するに至つた根拠は、手縄網漁業の操業水域が狭い朝鮮海峡であつて、日本の沖合とも、朝鮮の沖合ともいえる場所であること、朝鮮出漁者の日本での基地は島根、山口、福岡、長崎諸県の朝鮮海峡に面する地域であつたという地理的、人間的関係の同一性にあるが、林兼組に典型的に見られるような一面問屋、一面漁業直営の産業資本家という両面的な企業形態は、規模の大小、何れの面により強く傾斜するか、の差はあるにしても、当時の一般的な企業形態であつて、例えば、トロール漁業を中心とした共同漁業（日本水産の前身）できえ尙ほ、商業＝問屋資本たる山神組や手縄船の七田漁業部等を包含した混合形態たる限り、問屋資本たる性格を脱却した純粹の産業資本ではなかつたのである。長崎の山田屋も亦同様である。

尙ほこの問屋が自ら漁業経営に進出したことを指摘した最初のものは次ぎの資料である。

農商務省 『重要魚市場調査』（大元）

これは重要魚市場を個別的に調査した復命書を集録したものであるが、下関魚市場が朝鮮運搬船の活動とトロール漁業創始により数年にして如何に変化したかを示している。

『下関には下関物品問屋あり、組合を設け、該問屋は米穀、材木、魚貝類其他一般物品の委託売買を営業せるものにして、從来、鯛又は鯨肉の如き大口なる荷物は之等問屋に於て引受け、各地に輸送したる習慣あり。故に市営前の魚問屋組織時代に於いても、魚市場取扱高は多くは下関市に需要せらるるものにして、其荷主は近海を主とし、遠きも仙崎を越えざりしなり。然るに七、八年前より朝鮮買魚漸次隆盛に赴き、或は活洲船、冷蔵汽船、石油発動機船、或は汽船等種々なる運搬機関の具備に伴い、其買集魚価 200万円に達し、一方に於ては五島沖の鯛網大漁を告ぐるあり、またトロール漁船陸続新造せられ、其多くは下関を根拠とし、冷蔵貨車を利用して京阪地方は勿論、東京迄送付することとなり、京阪魚問屋は出張所を下関に設け、店員を常置し、之等の魚荷を競争して引取ることとなりたるを以て、下関物品問屋も之と対抗すること困難なるを察し、問屋有志中、下関水産株式会社を設立し、自らトロール漁船を所有し、或は単独にトロール船を新造し、其漁獲物を販売する傍ら、同業者の漁獲物をも委託販売する新方法を開始せり』（P. 103）

このように、朝鮮漁場の運搬船＝商業資本から問屋資本、更に産業資本えと経営の重点が漸次移動したこと、また輸入トロール漁業の発達の陰にかくれて、在來の手縄船が以西機船底曳網漁業という新分野を創造して行つたということは、西日本漁業に於ける資本制経営の生成発達を見落し、従つて亦、日本水産、大洋漁業及び其他の資本制経営体の成長過程を看過し、日本水産経済の研究を何時までも農民的漁業の範囲を出でこめなかつた原因である。水産経済の研

究が明治中期まで殆んど唯一の、且つ最大規模の種目であつた太平洋岸、殊に静岡、神奈川両県の鰹鮪漁業にのみ向けられる場合、其処での発展は、前にも述べたように、組合経営組織の單なる量的、形態的発展であつて、西日本漁業に見る如き質的転化の現象はなかつたからである。

この質的転化を示す資料には次ぎのものがあるが、前の二つは現在、大洋、日水の何れにも所蔵されていない。

林兼商店 『林兼商店沿革史』（昭3）

共同漁業株式会社 『共同漁業株式会社の事業』（昭4）

明石教育会編 『中部翁略伝』（昭16）既出

下関商工会議所『下関の水産』（昭4）

桑田透一編 『国司浩助氏論叢』

最後のものは、日本水産の技術重役であつた同氏の時々書いたものの集録である。なおこのような諸経営の質的転化のなかで、最初から産業資本として出発した代表的なものは下関の日東漁業、漁村の組合経営から出発して株式会社に転化したものは片江海洋漁業株式会社である。

この質的転化が従来全く看過されていたことは、戦前、水産經濟の最も膨大な次ぎの書物が経営組織を問題とせず、この時期の林兼及び日本水産を専ら運搬船の活動として平板的に叙述するに止まつていることでも分る。（P. 803—5）この書物は巻末に最も多く参考書目を挙げている。

片山房吉 『大日本水産史』農業と水産社刊（昭12）

大正期に於ける以西機船手縄底曳網漁業の発達、また、この種目を根幹とする林兼その他の会社の発展にも拘らず、この種目が全く見落されている例として次ぎの資料をあげることができる。

農林省水産局 『昭和2年内地水産業の概要』（昭4）

杉浦保吉 『水産』ダイヤモンド産業叢書（昭14）

両書の何れもトロール漁業のみしか挙げていない。

尙朝鮮出漁の経営方法に就いて詳細な分析を行つた下啓助が、大正期に於ける西日本漁業の経営形態の変化に触れていないこと、長瀬貞一も亦同様であることは、両者の水產行政官僚としての地位からみて、当時の水產行政が西日本漁業の発展に注目していなかつたことを推察させる。

下 啓助 『明治大正水産回顧録』東京水産新聞社刊（昭7）

長瀬貞一 『明治大正水産業史』（昭4）

(五)

漁場と漁業者とに強度の親近性があつたとしても、そのことは必ずしも総べての漁業種目が資本制経営に移行し得る条件を具備することを意味しない。経営規模と大量生産、またこれを現実化すべき一定程度の資本蓄積は勿論であるが、漁業の場合には如何なる程度に操業を工業化し得るか、如何なる種目がこの工業化の条件を最も多くもつてゐるか、を吟味することが必要である。若し単に経営規模と大量生産というだけのことなら、一組漁船の手縄網漁業よりも

大型定置網漁業の方が大きく、また表層の季節回游魚を対象とする巾着網漁業の方が大きい場合が屢々である。乍然、これらの種目は魚類の季節回游という自然条件に依存し、経営規模の拡大は必ずしも漁獲量の増大と比例的に対応せず、季節回游という海洋的自然条件は、これを企業化するに最も不利である。反之、季節回游度の低い底棲魚を対象とするトロール及び手縄網漁業は、漁獲量の大小は概ね曳網容量の大小に、また網容量はこれを曳行する漁船の馬力数、従つて一般的には漁船屯数の大小に依存するという物理的関係をもつ許りでなく、その操業時間及び方法を人為的に決定することができる。反之、表層の季節回游魚を対象とする限操業の時間及び方法の主導権は魚類にある。このことは一方では計画的操業、他方では多分なり、技機的要素を含む操業たらしめる。資本が安定且つ着実な自己増殖の性格をもつ以上、技機的性質の種目を避けるのは当然である。西日本漁業で資本制経営が定置網、巾着網或いは延繩漁業等の從来大規模経営といわれた種目のなかから生成しないで、従来、小規模経営として問題とされなかつた底棲魚対象の底曳網漁業から起つた理由は、一に操業の工業化の条件の故である。

乍然、漁法からいえば、海底をローラーのように曳網する点ではトロール漁業も手縄、或いは打瀬網漁業も同質的である。例えば、トロールを最初に紹介した官庁刊行物農商務省水産局『遠洋漁業調査報告』（明37）第三冊が、帆船トローラーについて、

『この漁法は我が国打瀬網漁業と同じく風力により囊網を曳き、海底の魚を捕うるものなるを以て、強風日の操業を便とす。従て船体堅牢安全にして且つ速力を有することを要す。

我が国打瀬網は横曳にして到底遠洋に用うる大船に應用すべからざるを以て、早晚その漁法は、漁船と共に、外国のものによらざるべからざるに至るべし』（P. 201）

と予見しているように、従来の手縄或いは打瀬網漁法に一定の変化を与えるれば、トロールたり得るものである。たとえ、輸入トロールが最初から資本制経営として創設されたとしても若し従来からの日本漁業種目と無関係であつたとすれば、それはノールウェー式捕鯨と同様、輸入物と国産物との平行線を辿るのみである。然るにトロール漁業は従来の日本漁業のうち、同質的なものを変革し、これを資本制経営化せしめたところに決定的な意義をもつのである。朝鮮漁場で活動した商業＝問屋資本のうち、トロール或いは手縄網漁業に転化したものだけが、また長崎でも延繩業者のうち手縄網漁業に転化したものだけが資本制経営に移行し得たという事実が之を証明する。

然るに、従来、日本の水産経済に関する多くの研究のなかで、この点を分析究明したものは一つもない。唯だ、漁業種目別に分類し、その漁法と漁獲物を叙述するにすぎない。本稿の冒頭に未開拓の分野と述べた理由は茲にある。

(六)

トロール及び手縄網漁業が朝鮮海峡から東海黄海に西進、拡張して、遂に中国本土沿岸を漁場とするに至つたのは大正末期であるが、これと共に、中国との間に国際問題が発生する。朝鮮が漁場であつた限りは本国対植民地の国内問題であつたのに反して、此処では日本対中国の国際関係という性格を帯びるからである。

満鉄調査課 高橋嘉市 『黄渤海の漁業』（大14）

本書は漁業を朝鮮西海岸、満洲、直隸省、山東省に区別し、夫々魚族、漁場、漁期、漁法主要漁業地別に解説したものであつて、必ずしも底曳網漁業のみを対象とした訳でなく、且つ經營組織に触れていない点に於いて、一般の漁業解説本と異なるものではないが、大正末期、トロール及び手縄船が中国沿岸に進出するに至つた結果、採上げられるに至つたものであり、而もそれが領海侵犯という国際問題を惹起した所に意味がある。渤海湾の山東省龍口沖の漁場がこれである。

この漁場が日本人に知られたのは、明治44年、大連の角田万吉外三名が中国人を案内として試漁した時からである。当初は大連を基地とする延繩、曳網の漁業組合が操業していたのである。

『大正12年5月、神戸鈴木商店の冷蔵船大東丸が渤海の鯛250屯を積載して帰り成功したるを見て、大正13年、葛原冷蔵、水室組、林兼等は発動機船約20、トロール漁船16、冷蔵船5、総計40に近き大勢力を以て龍口沖に出動し、大規模の漁撈に従事した。

之等の中には支那船の漁業を妨害し、殊に漁具の損傷を与えたるものあり。一方支那側地曳網漁船は本邦漁船のため著しく漁獲高を減ぜられ、殆ど失業の状態に陥るものもあつた。之等の理由から相集りて善後策を講じ、我領事館出張員に対し、日本漁船の退去を求める、更に支那官憲に訴え出たので、黃県知事を始めとして登州府及び芝罘より支那官憲の龍口出張となり、遂に砲艦二隻の出動を乞いて日本船の行動を監視することとなつた。……同砲艦は5月27日鷄母島沖5浬の点に於いて本邦発動機船2隻を拿捕した。……道台は領海侵犯の抗議と損害賠償の要求とを提出した。……支那側では渤海を全部領海と考えるものらしく、日本は距岸3浬を以てし、結局、領海の解釈の問題として其儘今日まで残されて…』（P. 91以下）

同様の拿捕事件は大正14年にも発生しているが、このような日本内地から出漁した帝国主義漁業が中国沿岸で惹起した事件については、日本のどの水産に関する文献も採り上げていない。

尙この外、大正13年、菊花島の黄花魚の漁場でも発生している。尤もこれは満洲水産会社に属する漁船の問題であつて、日本内地漁船には関係はないが、日本漁船の侵漁の惹起した日中両国の国際関係という点では同様である。

『大正13年、漁期に於ける漁獲高が少なかつたために、200余隻は菊花島沖に出漁したのである。然るに、支那側は菊花島の協定地域外であるという理由で内70隻余を差押え、即時1隻100円宛を徴収し、後漸く釈放した』（P. 96）

このような中国沿海に対する帝国主義的侵略漁業が、戦後もまだ存在し、中国の武力制圧を受け、日中漁業協定を生んだことは周知の事実であるが、それまでは、次ぎのような経済的理由を盾とする弁護論があつたことは注目に値する。これは出漁船のもつ軍事的、政治的意味に対する無知か、故意の看過かの何れかである。

『最近、東シナ海において中国人民政府による日本漁船拿捕が続出し、その数は既に80隻に及むでいる。この現象は中日の競争によるものでも、政治的意図によるものでもない。……いずれにもある、豊かな資源をもつ中国は現段階においては外洋へは出ていない。それに対し日本漁船は拿捕の危険を冒してもその中に志向する。ここに大陸寄漁場の価値と日本漁業の方向をみるのである。』（近藤康男編『日本漁業の経済構造』昭28. P. 74）

これに対して中国側はどう見ているか。

『中国の漁業は反動支配階級の破壊を被つただけでなく、帝国主義の掠奪をも受けたのである。……特に反動派の売国政策は中国の漁業を長期に亘つて日本帝国主義の侵略にさらし、以前の所謂「東亜漁業會議」は公然と中国沿海を日本漁業の侵略地区と指定した。日本漁船はまだ米帝国主義の庇護の下に、公然と越境して魚を採つている。』（中国研究所編『新中国の漁業建設』第三東のなかの張榮

祖の論文)

此處で東亜漁業會議といわれるものは、中国侵略戦争とこれに続く対米戦争の期間中食糧供給のための中国沿岸漁場の利用計画を指すものであるが、当時の水産政策は次ぎの文献によく示されている。

井野碩哉 『時局下に於ける本邦水産業に就いて』 昭15, 日本工業俱楽部編

尙当時の南支那海進出を知るには次ぎの資料がある。

東亜研究所、柴田玉城 『南支那海トロール並に機船底曳網漁業現勢調査』 (昭16)

(七)

戦後の西日本の資本制漁業の分析は次ぎの文献から始まる。

小沼 勇 『日本漁業経済発達史序説』 (昭24)

同 『漁業に於ける危機の展開』 潮流社, 経済学全集 (昭24)

戦後の分析は、一つは明治以降の日本漁業の発達をマニュファクチャ漁業の発達と規定し、手工業、マニュファクチャ及び機械制工業という三段階的発展を機械的に漁業にあてはめむとするもの、所謂厳マニュ論争がこれである。前掲書がトロール漁業を機械制工業、手縄網漁業をマニュ形態と分類する素朴な誤りを犯していることは、この機械的適用の好例である。他は何故以西底曳網漁業の恢復がかくも迅速に行われたかという問題である。乍然、これも亦、漁業独占資本に対する復金その他の方法による融資の優先性という一般的説明に終るのみで、直接以西底曳網漁業の恢復の速度の問題に答えたものではない。何故ならば、現在でも以西底曳網漁業の経営体は企業組織に於いて個人経営から株式会社経営更に漁業生産組合まで、また経営規模に於いて船主船頭制の一組経営から手縄船だけでも百数十隻を所有する大洋漁業や日本水産の如き巨大経営に至るまでの数十の経営体に分岐し、従つて、独占漁業資本に対する政府融資の優先性のみを以つて説明することだけでは適当でないからである。

以西底曳網漁業の調査、研究が本格的に行われるようになつたのは戦後のことである。

日本水産 『支那東海の底曳網漁業とその資源』 (昭23)

水産庁 『下関長崎に於ける以西底曳網漁業調査報告』 (昭26)

同 『トロール、以西底曳網漁業労働調査報告』 第三部 (昭25)

水産庁福岡漁業調整事務所 『以西トロール機船底曳前漁業現況資料』 (昭29)

(1) は日本水産が戦前から系統的に行つてきた資源調査をまとめ、公開したもので、以西底曳網漁業資源研究の古典的文献であるが、東海黄海漁場に限定した場合、操業能率に於いてトロール漁船が小屯数の手縄船によつて駆逐される傾向のあることを認めていることは注目に値する。乍然、操業能率は漁獲量、或いはその価額と操業経費との関係から求められるものであり、従つて、漁船屯数と漁獲量との関係、漁船屯数と操業経費との関係が明らかにされない限り、この傾向が科学的に証明されたことにはならない。

(2) は中央労働学園が行つた調査である。手縄網漁業の発達系統を島根県片江村を起源とするものと、徳島県から長崎に出漁、定住していた延繩業から転化したものとの二つに分類し、

また手縄網漁業労働の賃銀形態を純歩合、歩合+定額との二つに分類し、諸経営の賃銀制度につき実態調査したものである。

(3) はトロール及び手縄船の船内労働を調査したものであるが、その内容は寧ろ技術的である。

(4) はトロール及び手縄船の以西底曳網漁業を総括的に取扱つた最初のものであるが、この資料の特徴は純歩合制賃銀を探る中規模経営体について経営分析を行つてゐる点である。

以西底曳網漁業の調査が何故戦後漸く始つたかという点は、前に杉浦保吉著『水産』の個別でも述べたように、トロール漁業として最初クローズ・アップされた種目の陰で、沿岸漁業の手縄船が自己改造し、生成発達したという事実は、手縄船がトロールに追付き、追越す段階になつても尙、東海黄海の洋上での変化は西日本の一部の関係者以外には識別困難であつたからであろう。他方、主体的条件としては、以西底曳網漁業協会がその活動をまとめ、記録することに想い至らなかつたことも原因であろう。これが北洋漁業に比較して決定的に異なるところである。現に、漁船及び漁獲統計さえ、戦後、占領軍命令によつて初めて実施するようになつたという状態である。総じて沿岸漁業経営には統計らしいものきえないが、沿岸漁業の船頭的感覚を土台として生成発達した手縄網漁業に対して、資源の科学的研究と漁獲の統計的把握を求める自体、恐らく無理である。資源研究が前掲の日本水産のものしかないとすることでも明らかである。

殊に、大正中期から昭和初期までの約十年間に、問屋資本との複雑な絡み合いの裡に経営の離合集散、興亡起伏を繰返しつつ漸く産業資本として確立したのが手縄網漁業である。而もこれら漁業経営体は手縄網漁業許りでなく、問屋でもあり、或いは他の関聯事業を兼営したものが多く、この多角経営のなかに漁業産業資本としての純化過程を追求することは蓋し至難中の至難事である。大正8年、底曳網漁業に身を投じ、昭和6年日東漁業を創立し、手縄網漁業専業に一生を捧げた同社社長、七田末吉氏こそ、この過程を跡づけ得る唯一の有資格者であるが、同社にもこれに関する文献資料はない。日本水産、大洋漁業さえ、現在漸く社史編纂を計画中の程度である。

〔附 記〕

この稿は水産界その他の業界専門雑誌を除き、単行本及び業界以外の学術雑誌に於ける関係文献を紹介したものである。業界専門誌に於ける主題に就いての文献紹介は別稿で採上げたいと考えている。